平成２７年（フ）第３２号
香川県三豊市高瀬町上高瀬177番地１
債務者　青木　龍児
１　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第４０号
香川県三豊市豊中町上高野3433番地１
債務者　和泉　幸貴
１　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１４５６号
埼玉県新座市野火止５丁目５番６号　ドミール新座403号室
債務者　今野　春樹
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７５号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目10番53号　シャルマン南越谷105、旧住所埼玉県越谷市大字袋山307番地５　リーベレーベン202
債務者　田中　良治
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５８３号
埼玉県春日部市緑町４丁目２番45号
債務者　新岡さゆり
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５９４号
埼玉県春日部市一ノ割３丁目６番11号
債務者　川上　　功
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５６５号
大阪府貝塚市新井233番地１エクセル赤松701号
債務者　東　　直子
１　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５６８号
大阪府和泉市室堂町96番地の１サンヒルズ和泉310
債務者　福井　正幸
１　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５７２号
大阪府泉佐野市高松西１丁目2021番地の１Ｃ―101
債務者　結城亜貴穂
１　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５７７号
大阪府泉南郡熊取町五門西２丁目14番３号
債務者　齊藤美由紀
１　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５７９号
大阪府阪南市下出80番地の２―203号
債務者　髙松　敦子
１　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５８５号
大阪府泉大津市なぎさ町２番２―904号
債務者　松井　茂樹
１　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５８８号
大阪府岸和田市尾生町1150番地クレール琴山Ｃ棟102号
債務者　杉本美智子
１　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５９４号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番２―314号
債務者　加藤アイダメルカドこと　ＫＡＴＯ　ＡＩＤＡ　ＭＥＲＣＡＤＯ
１　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６０４号
大阪府和泉市光明台３丁目１番６―102号、前住所大阪府和泉市池田下町1779番地の３―３―212
債務者　岡田　幸男
１　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６０５号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目25番27号
債務者　福　　明絵
１　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６０８号
大阪府泉佐野市笠松２丁目７番28号インペリアル関西エアーポート泉佐野Ａ棟704号室、住民票上の住所大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺540番地１
債務者　宮里真由美
１　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係